

### (使命)

独立行政法人国立公文書館(以下、「館」という。)は、公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)及び国立公文書館法(平成11年法律第79号)に基づき、歴史公文書等の受入れ、保存及び利用等の業務を行う国家の基本的な責務を担う機関であり、国民共有の知的資源である公文書等の適切な保存及び利用を行うことで、行政運営の適正かつ効率的な推進にとどまらず、現在及び将来の国民に対する説明責任を果たし、我が国の歴史・文化及び学術に係る研究等の振興並びに国民のアイデンティティ形成にも寄与するものである。また、専門的技術的な助言や研修を行うことにより、行政機関等における公文書の適切な管理に貢献する。

### (現状・課題)

館はこれまで、我が国の歴史公文書等の保存及び利用の拠点として、さらに歴史公文書等の保存及び利用に関する知見を蓄積する拠点として重要な役割を果たしてきた。人材面でも、公文書管理に関する多くの専門家を擁し、蓄積した専門的知見を基に、国の行政機関や地方公共団体等に対して、助言、情報提供、研修等を提供している。

また、館は「公文書管理の適正の確保のための取組について」(平成30年7月20日行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議決定)を踏まえ、館が主催する研修の充実強化や、実効性あるチェックを行うための体制強化、さらに、館の専門職員を内閣府に派遣し、各府省の取組状況の確認を支援するなどの取組を行うとともに、アーキビストの認証を行っている。

さらに、政府における公文書管理制度の見直し等が進む中、公文書管理の充実に向けて館の知見を発揮するとともに、令和11年度末の新たな国立公文書館の開館に向けた機能・役割の拡大のため、館の業務プロセスそのものも見直すことが求められており、トップマネジメントの下、その期待や重責に応える体制基盤の整備が必要である。

### (環境変化)

「新たな国立公文書館建設に関する基本計画」(平成30年3月30日内閣府特命担当大臣決定)が策定され、新たな国立公文書館について、歴史公文書等の利用・保存、展示・学習、調査研究支援等の国が必要とする機能を担い、また我が国の公文書館全体の中核機能を担う「Center for Archives」となるよう、「機能」と「体制」の充実・強化を図ることが求められている。

また、国においては、デジタル時代の公文書管理の実現等に向けた制度見直しやシステムの構築、行政文書の移管・廃棄に関する範囲や業務運用の見直し、行政文書の管理を担う中核人材の育成・確保の取組などが検討されている。こうした取組が公文書管理の充実に確実につながるものとなるよう、館に蓄積されている専門的技術的知見を発揮することが求められている。

館は、新館の建設、デジタル化、制度運用の見直しなど、変化する環境の中、機能・役割の拡大に向けて、トップマネジメントの下、適切な対応が求められている。

### (令和8年度年度目標)

(上記の使命並びに現状・課題及び環境変化に係る分析を踏まえ、特に法人が取り組むべき内容として)

#### ・国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上

(主な目標)歴史公文書等に関する行政機関等への助言、保存及び利用に関する適切な措置を行う。

#### ・人材の育成

(主な目標)認証アーキビスト、准認証アーキビストについて学習機会の充実並びに普及啓発を行う。

#### ・新たな国立公文書館の建設等を踏まえた取組み

(主な目標)新館展示の実施設計について内閣府の検討に協力するとともに、設計内容を踏まえた展示解説や関連資料の整備を進める。

#### ・デジタル化への対応

(主な目標)「電子公文書等の移管・保存・利用システム」を適切かつ効率的に運用するとともに、次期システムの運用開始に向けた準備を進める。

行政文書の管理のための新たな情報システムの検討に積極的に参画する。

#### ・展示・デジタルアーカイブの充実

(主な目標)時宜を得た国民的関心のある魅力的で質の高い展示を複数回行うとともに、デジタル展示等を積極的に行う。

公文書等のデジタル化を進め、デジタルアーカイブの充実を図る。